

被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め

(目的)

第1条 この取決めは、「被ばく医療研修認定委員会の設置について（令和4年10月1日令04放（規則）第3号）」第8条に基づき、被ばく医療研修認定委員会（以下、「認定委員会」という。）の業務の運用を定めることを目的とする。

第2条 認定委員会は、全て非公開とする。

(研修の認定基準)

第3条 認定委員会は、次の各号に掲げる研修について別に定める認定基準に則り、研修の認定を行う。

- (1) 基礎研修（原子力災害医療基礎研修）
- (2) 専門研修（原子力災害医療中核人材研修、原子力災害医療派遣チーム研修、ホールボディカウンター研修、甲状腺簡易測定研修、染色体分析研修）
- (3) 高度専門研修（高度専門被ばく医療研修、講師養成研修、体外計測研修、バイオアッセイ研修、高度専門染色体分析研修）

第4条 研修の認定基準は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる認定基準の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(研修開催機関の申請資格)

第5条 基礎研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号に掲げる全てに該当しなければならない。

- (1) 原子力災害対策重点区域の道府県もしくはこれら道府県から研修開催業務を委託されたもの、原子力災害拠点病院、大学または高度被ばく医療支援センター。
- (2) 研修開催責任者を指定すること。
- (3) 受講料は徴取しないこと。
- (4) 研修開催に係る資料を保管し、認定委員会の求めに応じていつでも提出できること。

第6条 専門研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 原子力災害医療中核人材研修、ホールボディカウンター研修、甲状腺簡易測定

研修を開催する機関は、高度被ばく医療支援センターであること。

- (2) 原子力災害医療派遣チーム研修を開催する研修機関は、原子力災害医療・総合支援センターもしくは基幹高度被ばく医療支援センターであること。

2 前項に加え、専門研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号に掲げる全てに該当しなければならない。

- (1) 研修開催責任者を指定すること。
- (2) 研修開催に係る資料を保管し、認定委員会の求めに応じていつでも提出できること。

第7条 高度専門研修として認定を受けようとする研修の開催機関は、次の各号に掲げる全てに該当しなければならない。

- (1) 基幹高度被ばく医療支援センターであること。
- (2) 研修開催責任者を指定すること。
- (3) 研修開催に係る資料を保管し、認定委員会の求めに応じていつでも提出できること。

(研修の認定手続き)

第8条 研修の認定を受けようとする開催機関は、研修毎に次の各号に掲げる書類を、認定委員会に申請しなければならない。詳細は別に定める。

- (1) 申請書
- (2) 研修プログラムおよび実習、机上演習の内容が分かる資料
- (3) 講師リスト
- (4) 標準テキスト以外の追加テキストを使用する場合は当該追加テキスト
- (5) オンラインで研修を実施する場合、オンラインの形式及び講義ごとの受講者の出欠確認方法を申請書に追記すること。オンライン研修としてはライブ配信による研修のみを認定する。

2 認定委員会は、前項の申請を前4条に照らし認定し、研修開催機関に対し別に定める研修認定結果通知書を交付する。

(研修の認定申請期日)

第9条 認定委員会は、研修の認定を原則として年3回実施し、研修認定申請の期日は、毎年度当初に公示する。ただし、研修開催機関の研修準備の都合上、不定期に申請を受け付けることを妨げない。

(受講者の募集)

第10条 研修開催機関は、認定委員会による研修の認定日以降に、被ばく医療研修管理シ

システム（以下、「管理システム」という。）に研修情報を登録し、受講者の募集を開始する。

（研修受講の応募）

第11条 研修の受講を申し込む者は、管理システムにユーザー登録し、開催予定研修情報にアクセスし、研修受講の申し込みを行う。

（研修の受講資格）

第12条 認定委員会が認定する研修を受講する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 原子力災害医療基礎研修を受講する者は、原子力災害医療、被ばく医療に関連する業務等を行う者とする。
- (2) 専門研修のうち、原子力災害医療中核人材研修を受講する者は、原子力災害医療基礎研修もしくは令和3年4月以降の原子力災害医療中核人材研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。
- (3) 専門研修のうち、原子力災害医療派遣チーム研修を受講する者は、原子力災害医療中核人材研修もしくは令和3年4月以降の原子力災害医療派遣チーム研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。
- (4) 専門研修のうち、ホールボディカウンター研修を受講する者は、原子力災害医療中核人材研修もしくは令和3年4月以降のホールボディカウンター研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。
- (5) 専門研修のうち、甲状腺簡易測定研修を受講する者は、原子力災害医療基礎研修もしくは原子力災害医療中核人材研修を修了し有効期限内の修了証を有する者とする。
- (6) 染色体分析研修を受講する者は、染色体分析を1ヶ月以上学んだ高度被ばく医療支援センターの分析経験者又は臨床染色体分析を実施している専門家もしくは被ばく医療に関係する部署に所属する者で、かつ原子力災害医療基礎研修を修了し、有効期限内の修了証を有する者とする。
- (7) 高度専門研修のうち、高度専門被ばく医療研修を受講する者は原子力災害医療派遣チーム研修もしくは高度専門被ばく医療研修を修了し有効期限内の修了証を有する者および講師登録している者とする。
- (8) 高度専門研修のうち、体外計測研修を受講する者はホールボディカウンター研修もしくは甲状腺簡易測定研修を修了し有効期限内の修了証を有する者および講師登録している者とする。
- (9) 高度専門研修のうち、講師養成研修を受講する者は原子力災害医療派遣チーム研修、原子力災害医療中核人材研修、ホールボディカウンター研修のいずれかを修了し有効期限内の修了証を有する者および講師登録している者とする。

(10) 高度専門研修のうち、高度専門染色体分析研修を受講する者は染色体分析研修を修了し有効期限内の修了証を有する者および講師登録している者とする。

第13条 第12条に定める研修の受講資格は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる研修の受講資格の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(受講者の決定)

第14条 研修開催機関は、前条の資格を満たす受講申込者のうちから受講者を決定し、管理システムにて申し込み状況を「受講決定」または「受講不可」へステータス変更を行う。

(研修の修了手続き)

第15条 研修実施後、研修開催機関は別に定める修了基準を満たす受講者情報を含む実施報告を認定委員会に申請する。

- 2 認定委員会は、前項の申請に基づき研修修了を認定し、研修開催機関に対し別に定める修了認定結果通知書を交付する。
- 3 研修開催機関は、前項の通知に従い、管理システムにて「受講決定」者を「受講修了」または「受講未了」へステータス変更し、「受講修了」者に修了証番号を割り当てた上で、「研修完了」の登録を行う。
- 4 研修実施機関が研修を途中で中止あるいは中断した場合は、研修開催責任者は、認定委員会に報告し、実施した講義等の項目を各受講者の「原子力災害医療に関する受講履歴欄」に終了した講義等入力し、各受講者に受講証明書を発行する。
- 5 研修開催責任者が研修を受講者が途中で中断することを許可した場合は、認定委員会に報告し、実施した講義等の項目を受講者の「原子力災害医療に関する受講履歴欄」に終了した講義等入力し、受講者に受講証明書を発行する。
- 6 研修を途中で中断した場合には、中断した研修開始日から概ね翌年度末までに再開し、終了すること。

(修了証書の発行)

第16条 前条による登録の後管理システムにて、研修開催機関は別に定める様式の修了証書を印刷することができ、また研修修了者はその写しを印刷することができる。

(研修修了者の認定期間)

第17条 研修修了者の認定期間は修了日の3年後の年度末とし、3年毎に申請により認定

を更新する。資格の更新の条件および手続きは、別に定める。

第18条 第17条に定める研修修了者の認定期間は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる研修修了者の認定期間の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(講師資格)

第19条 令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験がある者、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者は講師として認定し、認定期間は3年とする。資格の更新の条件及び手続きは、別に定める。

第20条 第19条に定める講師資格は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる講師資格の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(規則の改正)

第21条 この取決めは、認定委員会委員長が認定委員会に諮って改正することができる。

[附則]

(施行期日等)

- 1 この取決めは令和3年3月2日から施行し、令和3年4月1日以降に開催される研修に適用する。
- 2 この改正取決めは令和4年1月1日から施行し、令和4年1月1日以降に開催される研修に適用する。
- 3 この改正取決めは令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に開催される研修に適用する。
- 4 この改正取決めは令和4年12月20日から施行し、令和4年12月20日以降に開催される研修に適用する。

(研修情報登録開始日の例外)

- 2 第10条の規定に限らず令和2年度内に募集を開始する基礎研修に関しては事務局が申請を受け付けた日以後に管理システムに研修情報を登録し、受講者の募集を開始してもよい。

(認定研修修了者の認定期間の例外)

- 3 第17条の規定に限らず、平成26年度以降令和2年度までに開催された研修(基礎、中核人材、派遣チーム)の修了者は、一律認定期間を令和5年度末までとする。ただし、平成26年度以降令和2年度までに開催された中核人材研修(相当の研修を含む)、派遣チーム研修(相当の研修を含む)の修了者は、基礎研修の受講により、認定期間を基礎研修の修了日の3年後の日付が含まれる年度の年度末とする。対象となる基礎研修の受講の適用時期については、令和3年度から令和5年度までとし、令和3年度及び令和4年度の既受講者については、本規定の改正日の如何に拠らず、認定期間の変更を遡及して適用するものとする。